

2022年11月9日

各位

株式会社エムティーアイ
 代表取締役社長 前多 俊宏
 (東証プライム・コード 9438)
 問い合わせ責任者
 専務取締役 松本 博
 TEL : 03-5333-6323

定款一部変更に関するお知らせ

当社は2022年11月9日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年12月24日開催予定の第27期定時株主総会に付議することについて決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 変更の理由

2021年6月16日付で「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行されました。これにより上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会(物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会(以下、「バーチャルオンリー型株主総会」))の開催が認められたことにより、定款第12条第2項を追加します。

なお、本定款変更の効力発生は、本株主総会での決議に加え、株主の利益の確保に配慮しつつ、場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日をもって効力が生じるものとします。

現行定款	変更案
(招集の時期) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年12月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。 (新設)	(招集の時期及び方法) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年12月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。 <u>2 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類(当該連結計算書類に係る会計監査報告及び監査報告を含む。)に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)

(新設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
(新設)	<p><u>(附則)</u></p> <p><u>1 定款第 15 条（電子提供措置等）の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 15 条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>2 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 ヶ月した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以 上

【お問い合わせ先】

株式会社エムティーアイ

IR室 e-mail: ir@mti.co.jp

URL: <https://ir.mti.co.jp>